

## 財団法人盛岡市振興公社の解散について

平成 17 年 11 月 28 日

総務部

### 1. 振興公社の概要と現況

財団法人盛岡市振興公社は、民法第 34 条に基づく公益法人として、市の施策に即応し、公共又は公益の用に供するため必要とする各種用地及びこれに付随する施設を計画的に取得し、その造成並びに管理、処分を行うことを目的とし、昭和 39 年 2 月 5 日に設立される。

現在は、新規事業を行っておらず、平成 12 年度～平成 14 年度に市からの依頼により実施した墓園施設整備事業実施に係る借入金の償還事務を行っている。

### 2. 解散の理由

振興公社は、昭和 48 年 3 月 5 日に盛岡地区広域土地開発公社が設立したことにより、昭和 48 年度から平成 4 年度までは新規事業は行っていなかった。その後、平成 5 年度に盛岡手づくり村施設拡充用地取得事業、平成 12 年度から平成 14 年度に墓園施設整備事業を実施したもの、現在は、墓園施設整備事業の借入金の支払事務等を行っているのみであり、新たな事業の予定もない状況である。

については、市の単独で用地取得等に対応するため存続してきたが、今後のその目的たる事業については、盛岡地区広域土地開発公社に依頼し実施することとし、振興公社は、岩手県知事の承認をもって解散するものである。

### 3. 債務及び残余財産の処理

債務（借入金） → 市から残り 4 年分の事業受託金の繰上げ入金により、債務を一括返済の予定。（市：12 月補正に計上、補正見込額 115,971,700 円）

残余財産 → 解散後、寄附行為により市へ寄附予定（見込額 17,703,723 円）

### 4. 解散日程

平成 17 年 10 月 評議員会・理事会を開催し、振興公社の解散を決議

平成 18 年 1 月 評議員会・理事会の開催（補正予算、残余財産処分、清算人の選任）  
岩手県へ解散承認申請及び残余財産処分承認申請

⇒ 岩手県から承認（この日をもって解散）

平成 18 年 2 ～ 3 月 解散公告 \*債権申立期間

平成 18 年 4 月 清算人会の開催（残余財産額の決定）

平成 18 年 5 月 市へ残余財産の寄付 岩手県へ清算完了届